

国際教養大学教職員の兼業等に関する規程

平成 16 年 4 月 1 日
理事長 決定
規程 第 37 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国際教養大学教職員就業規程第 29 条の規定の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 兼業 自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事すること。
- 二 兼職 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を、報酬を得て又は報酬を得ず、兼ねること。

(兼業等の許可)

第 3 条 兼業又は兼職をしようとする教職員は、兼業等従事許可申請書（様式第 1 号）を理事長に提出して許可を受けなければならない。

(許可期間)

第 4 条 兼業等の許可期間は、1 年以内とする。ただし、法令等に任期の定めがある職に就く場合は、当該任期を限度として許可することができる。

(許可の基準)

第 5 条 兼業等の許可を与える場合は、教職員の職務と、許可を受けようとする事業若しくは事務又は地位との間に特別な利害関係を生じない場合又は生じるおそれがない場合であって、かつ、それに従事しても職務の遂行に支障がない場合に限るものとする。

(許可を与える場合等の例示)

第 6 条 次の各号に掲げる場合は、兼業等の許可を与えることができる。

- 一 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて行う講義、講演その他これらに準ずる発表等を行う場合
- 二 国又は地方公共団体が設置する審議会等の構成員の職
- 三 国公立又は私立の学校、社会教育施設等の職員
- 四 大学の研究成果を活用する事業を実施する企業の役員等
- 五 株式会社等の監査役

2 大学等の入学試験の準備又は英語等の語学の習得を目的として設置又は開講され

ている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師を行う場合は、これを許可しない。ただし、地域貢献活動として認められる場合は、この限りでない。

(許可を受けた場合の給与の取扱)

第7条 教職員が兼業等の許可を受けた場合で兼業等により報酬を得たときは、法人は当該兼業等により勤務しなかった勤務時間について、給与を減額することができる。ただし、「第三者から報酬を得て行う地域貢献活動に関する取り扱い」に規定する協力金を徴収された者については、この限りでない。

(報告)

第8条 兼業等の許可を受けた教職員は、次の各号に掲げる日に、当該各号に掲げる日の直前の当該各号に定める期間に係る兼業等の業務の内容、報酬額等を報告しなければならない。

- 一 8月15日 4月から7月までの期間
- 二 1月15日 8月から12月までの期間
- 三 4月15日 1月から3月までの期間

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(細則)

- 2 この規程の施行に係る細則は、別に定める。